

○財務省告示第四百七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十三年十一月二十二日に発行した利付国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十三年十二月七日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百八 十五回、第二百八十六回、第二 百九十回、第二百九十一回、第 二百九十三回、第二百九十五回、 第二百九十七回、第三百三回、 第三百九回、第三百十一回、第 三百十二回及び第三百十三回） 及び利付国庫債券（二十年）（第 五十七回、第五十八回、第五十 九回、第六十一回、第六十九回、 第七十三回、第七十四回、第七 十五回、第八十一回、第八十三 回、第八十八回、第八十九回及 び第九十一回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同			

五	募入決定の	六	発行額	七	払込金額	八	最低額面金額	九	振替単位の	十	発行価格	十一	発行価格	
五	札による競争に付して行われる入	割り当てる。その応募額を順次	額面金額で二千九百八十七億	三内訳（別表のとおり）	三千万	五千万	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額と	の整数倍の金額によるものと	する。平成十三年十一月二十二日	平成十三年十一月二十二日	発行対象国債のごとく、額面金額	百円につき、次の算式により算	出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十三
二
の経過
払過
込利
み子率

(別表のとおり)
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額の追加、次の算
式により算出された金額を第二
十号の規定する。期日に払い込
むものとする。

の率前十経行、
額の債の第の発行、
金の債らでがに
面債国か末日合
の象国象日日期
の象対翌行払る
債対行の発行支
行各期す利に子
対各期す利に子
行各期す利に子
額100×払定(日
総額100×各期す
各発行各期す利に
各発行各期す利に

十四
利
子

十五
十六
十七

償還期限
償還金額
入札の基
準とする
各発行の
対象債

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、式に各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率÷100×1

(別表のとおり)
額面金額百円につき百円
平成二十三年十一月十七日
日本証券業協会が発した
日本文庫各発行対象国債の
平均値

（利付） （第十回） （二十年） （百九十九） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百九十九） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百九十九） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百九十九） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百九十九） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百九十九） （庫債券）	（利付） （第十回） （二十年） （百九十九） （庫債券）	名称及び記号
一・四%	一・五%	一・八%	一・三%	一・四%	一・八%	一・七%	利率（年）
平成二十三年三月二十日	平成二十三年三月二十日	平成二十三年三月二十日	平成二十三年三月二十日	平成二十三年三月二十日	平成二十三年六月二十九日	平成二十三年三月二十九日	償還期限
八十億円	二百四十九億円	七十億円	十六億円	四十一億円	三百十八億円	百十五億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利回り支の単利回りとする。
十九 払場所 日本銀行
入札参加 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十三年十一月二十二日

（（利 第二付 七十国 年庫 三）債 回）券	（（利 第二付 六十国 年庫 九）債 回）券	（（利 第二付 六十国 年庫 一）債 回）券	（（利 第二付 五十国 年庫 九）債 回）券	（（利 第二付 五十国 年庫 八）債 回）券	（（利 第二付 五十国 年庫 七）債 回）券	（（利 回第十 ）三年付 百）庫 十三債 三）券	（（利 回第十 ）三年付 百）庫 十二債 二）券	（（利 回第十 ）三年付 百）庫 十一債 一）券	（（利 第十付 三年国 ）庫 九）債 回）券	（（利 第十付 三年国 ）庫 三）債 回）券
二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	一 ・ 三 %	一 ・ 二 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 一 %	一 ・ 四 %
十年平 日十成 二三 月十 二十六	日年平 三成 三月 二十六	日年平 三成 三月 二十五	十年平 日十成 二三 月十 二十四	日年平 九成 三月 二十四	日年平 六成 三月 二十四	日年平 三成 三月 二十三	十年平 日十成 二三 月十 二十二	日年平 九成 三月 二十二	日年平 六成 三月 二十二	日年平 九成 三月 二十一
三 十 五 億 円	六 十 億 円	円七 百 十 三 億	億二 円百 二十 九	二 億 円	円二 百 七 十 億	六 億 円	六 十 八 億 円	億四 円百 七十 四	二 十 五 億 円	三 十 億 円

（（利 第二付 九十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 四）債 回 券 ）
二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %
日年平 九成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	十年平 日十成 日三十 月十七 二十七	日年平 九成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 日三十 月十六 二十六
二十 五 億 円	五十 億 円	百 二 億 円	一 億 円	一 億 円	三 億 円	四 億 円